

釜石市職員の懲戒処分の指針

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

ただし、**個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもある。**

【標準例に掲げる処分の種類より重いものとする場合】

- ア 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- イ 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ウ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- エ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき**
- オ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
- カ 非違行為の報告が著しく遅れたとき

【標準例に掲げる処分の種類より軽いものとする場合】

- ア 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- イ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

- (1) 一般服務、公金公用物取扱い、公務外非行に関する基準は「懲戒処分基準」(別表1)のとおり。
- (2) 別表1の飲酒運転、飲酒運転以外の交通事故(人身事故を伴うもの)及び飲酒運転以外の交通法規違反の項に規定のものを除く道路交通法違反に関する基準は「道路交通法違反関係職員の懲戒処分等に関する基準」(別紙1)のとおり。

第3 内部通報

他の職員の非違行為の事実を通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。

第4 懲戒処分の公表

1 目的

市民に信頼される公正で透明な市政の確立と市民に対する説明責任の観点から、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合、原則として次のとおり公表することにより、職員に公務員としての自覚を喚起し、不祥事の防止に資することを目的とする。

2 公表する処分

地方公務員法第29条第1項各号の規定に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）及び懲戒処分ではない実務上の処分（訓告、嚴重注意）は公表する。

3 公表する内容

公表する内容は、原則として、被処分者の所属名、職階、年齢、処分内容、処分年月日及び処分に至った事実の概要とする。

なお、警察等で被処分職員の氏名が公にされている場合などには、氏名等を公表するものとする。

4 公表の時期及び方法

(1) 懲戒処分は、処分を行った後、速やかに公表する。

(2) 実務上の処分は、半年ごとに公表することとし、4月から9月に行った処分を10月末日までに、10月から3月までに行った処分を4月末日までに公表する。

(3) 公表は、懲戒処分は報道機関への資料提供により行うが、必要に応じ、併せて記者会見又は記者発表を行うこととし、実務上の処分は市ホームページで公表する。

5 その他

被害者等が公表しないことを求めている場合又は被害者等の権利利益を侵害するおそれがある場合等公表することが適当でないと認められる場合は、全部又は一部を公表しないことができる。

第5 施行日

この指針は、令和4年12月1日から施行し、同日以降に発生した非違行為に対する懲戒処分について適用する。